

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9月19日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

鳥取県議会規則第1号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すとおり改正する。

改正後	改正前										
<p>(出席催告) 第13条 略</p> <p><u>(協議又は調整を行うための場)</u> <u>第13条の2 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを設けることができる。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、協議等の場を設ける場合には、その名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>4 協議等の場の運営に関し必要な事項は、当該協議等の場において別に定める。</u></p> <p>(議員の派遣) 第14条 法第100条第13項の規定による議員の派遣は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>別表(第13条の2関係)</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>目的</th><th>構成員</th><th>招集権者</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>代表者会議</td><td>議会又は議員に関する事項(法第109条の2第</td><td>議長、副議長及び交渉団体(所属議員が議員</td><td>議長</td><td>交渉団体以外の各会派の代表者各1名及び会</td></tr></tbody></table>	名称	目的	構成員	招集権者	備考	代表者会議	議会又は議員に関する事項(法第109条の2第	議長、副議長及び交渉団体(所属議員が議員	議長	交渉団体以外の各会派の代表者各1名及び会	<p>(出席催告) 第13条 略</p> <p>(議員の派遣) 第14条 法第100条第12項の規定による議員の派遣は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が決定することができる。</p> <p>2 略</p>
名称	目的	構成員	招集権者	備考							
代表者会議	議会又は議員に関する事項(法第109条の2第	議長、副議長及び交渉団体(所属議員が議員	議長	交渉団体以外の各会派の代表者各1名及び会							

	4 項各号に掲げる事項を除く。)について協議又は調整を行う。	定数の10分の1以上の会派又は議員定数の10分の1以上の議員で結成された団体(議長が議会運営委員会に諮って定めたものに限る。)をいう。以下同じ。)の代表者各2名	派に属さない議員は、当該会議に出席して意見を述べることができる。
議員 全員 協議 会	県政の重要課題及び議会に関する事項で、議員全員で協議する必要があるものについて協議又は調整を行う。	すべての議員	議長(一般選挙後議長が選挙されるまでの間においては、事務局長(法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。))
正副 委員 長会 議	委員会の運営に係る事項について協議又は調整を行う。	各常任委員会及び各特別委員会の委員長及び副委員長	議長
議会 改革 推進 会議	議会の在り方及び当面の諸課題につ	議長、副議長、各交渉団体から選出	議長

	いて協議 又は調整 を行う。	された議 員各2名 及び交渉 団体に属 さない議 員から選 出された 議員2名		
世話 人会	一般選挙 後最初に 招集され る議会の 運営等に 関する協 議又は調 整を行う。	議員全員 協議会に おいて選 出された 議員	座長（世 話人会に おいて座 長が選出 されるま での間に あつては、 事務局長）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。